

経済産業省令第九十五号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十四条第一項及び第四十一条の規定に基づき、密閉形アルカリ蓄電池の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

経済産業大臣 平沼 赳夫

密閉形アルカリ蓄電池の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

密閉形アルカリ蓄電池の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「密閉形アルカリ蓄電池」を「密閉形蓄電池」に改める。

第一条中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第十条六条」を「第二十四条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「密閉形アルカリ蓄電池（以下単に「電池」という。）」を「密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電気量が二百三十四キロクーロン以下のものに限る。以下同じ。））、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。以下同じ

。をいう。以下同じ。）」に、「当該電池」を「当該密閉形蓄電池」に改める。

第二条中「第十六条」を「第二十四条第一項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「電池を」を「密閉形蓄電池を」に、「電池（」を「密閉形蓄電池（」に改め、同条第一号中「第二種指定製品」を「指定表示製品」に、「電池に」を「密閉形蓄電池に」に改め、同条第二号中「電池の」を「密閉形蓄電池の」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

指定表示製品の区分	様式
プラスチックその他の物質を用いて被覆されない密閉形鉛蓄電池及びプラスチックその他の物質を用いて被覆した密閉形鉛蓄電池であつて高さが一〇ミリメートル未満のもの	様式一
プラスチックその他の物質を用いて被覆した密閉形鉛蓄電池であつて高さが一〇ミリメートル以上のもの	様式二
プラスチックその他の物質を用いて被覆されない密閉形アルカリ蓄電池（密閉形ニッケル	様式三

<p>・カドミウム蓄電池に限る。以下この項及び次項において同じ。）及びプラスチックその他の物質を用いて被覆した密閉形アルカリ蓄電池であって高さが一〇ミリメートル未満のもの</p>	
<p>プラスチックその他の物質を用いて被覆した密閉形アルカリ蓄電池であって高さが一〇ミリメートル以上のもの</p>	<p>様式四</p>
<p>プラスチックその他の物質を用いて被覆されない密閉形アルカリ蓄電池（密閉形ニッケル・水素蓄電池に限る。以下この項及び次項において同じ。）及びプラスチックその他の物質を用いて被覆した密閉形アルカリ蓄電池であって高さが一〇ミリメートル未満のもの</p>	<p>様式五</p>
<p>プラスチックその他の物質を用いて被覆した密閉形アルカリ蓄電池であって高さが一〇ミリメートル以上のもの</p>	<p>様式六</p>
<p>プラスチックその他の物質を用いて被覆されないリチウム蓄電池及びプラスチックその他の物質を用いて被覆したりリチウム蓄電池であって高さが一〇ミリメートル未満のもの</p>	<p>様式七</p>
<p>プラスチックその他の物質を用いて被覆したりリチウム蓄電池であって高さが一〇ミリメートル</p>	<p>様式八</p>

トル以上のもの

附 則

( 施行期日 )

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 平成十五年三月三十一日までに製造され、又は輸入された密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池（密閉形ニッケル・水素蓄電池に限る。）又はリチウム蓄電池については、法第二十五条、第三十七条第二項及び第四十二条から第四十四条までの規定は、適用しない。